

建築基準法（昭和25年法律201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を、次のとおり廃止しました。

【R7.6月廃止分】

	廃止年月日	指定者	指定番号	申請者の住所及び 名称並びに代表者 の氏名	道路の位置	道路の延長 (メートル)	道路の幅員 (メートル)
1	令和7年 6月23日	始良・伊佐 地域振興局長	始土建 第2025-2号	鹿児島市武三丁 目6番5号 日本情報管理株 式会社 代表取締役 平山義夫	始良市東餅田字加 祢ヶ原1775番6	48.30	5.31~5.32